

幕府天保改革と対馬藩田代領 - 原家文書の紹介(8) -

人文学部助教授 梶原良則

前回につづき、研究推進部が所蔵する史料のなかから原家文書を取りあげる。

原家は、肥前国^{きい}基肄郡^{やぶ}養父郡（佐賀県基山町と鳥栖市の一部）に所在した、対馬藩の飛び地^{たしろ}田代領1万石において、庄屋などを勤めた有力な家である。今回は、幕府の天保改革と対馬藩田代領に関する史料を紹介する。

原家文書の中に、「公義御書附写」（原家文書976）という史料が残されている。その内容は、田代代官所が田代領および松浦・怡土領へ触れ出した、天保13年（1842）9月から同14年7月までの幕府の触書11通と対馬藩の触書3通を写したものである。幕府の触書には、例えば、「今般江戸御^{かれこれ}左右到来の処、文政金銀御引替の儀、並びに風俗方に付、公儀より紙末の通り仰せ出され候段、申し来たり候に付、爰元^{こゝもと}並びに松浦・怡土御領中え相触れらるべく候」というような前書が付いており、対馬を経由しているかどうかは判然としないが、江戸で触れ出された幕府の触書が対馬藩江戸屋敷より田代代官所に伝えられ、代官所から対馬藩の飛び地である田代領および松浦・怡土領へ触れ出されたことがわかる。

幕府の触書11通は、体裁や字句に若干の相違が見られるが、全て『幕末御触書集成』（岩波書店）に収録されている。その内容は、①天保13年9月の古金銀引替に関する触書〔幕末御触書集成 4115〕、②同年同月の百姓風儀に関する触書〔同 4408〕、③同年同月の金銀貸借利息引き下げに関する触書〔同 4953〕、④同年10月の異国船渡来時の心得に関する触書〔同 6034〕、

⑤同年同月の私娼取締に関する触書〔同 4674〕、⑥天保14年3月の人別改・帰農に関する在方への触書（人返しの法）〔同 1689 1〕【写真1】、⑦同年同月の諸国人別改に関する領主・地頭への触書（人返しの法）〔同 1689 2〕（但し、⑥と⑦は数か所の錯簡がある）、⑧同年5月の華美な町家・百姓家の取締に関する触書〔同 4039〕、⑨同年同月の金銭訴訟改正に関する触書〔同 4961〕、⑩同年7月の徘徊浪人取締に関する触書〔同 5026 1〕、⑪同年同月の諸国浪人による金銭強要の取締に関する触書〔同 5026 2〕となっている。このように、金銭貸借・風俗取締・人別改（人返しの法）・異国船対策といった、いずれも水野忠邦が主導した幕府天保改革の主要な政策にかかわる触書が、対馬藩の飛び地である田代領および松浦・怡土領へも触れ出されていたことを示している。

しかし、「公義御書附写」に書き留められた触書11通は、同時期の幕府触書の全体数からするとほんの一部に過ぎない。例えば、『幕末御触書集成』に収録されている幕府触書の数は、天保13年9月24通、10月37通、11月31通、12月57通で合計149通であるが、「公義御書附写」に書き留められた同時期の触書は5通にすぎない。これは、幕府自身が天保改革に関する触書のうち諸藩へも触れ出す必要があると判断したいわゆる「惣触^{そうぶれ}」自体の数が少なかったためなのか、それとも幕府触書のうち対馬藩が必要とするものを選んで飛び地の田代領および松浦・怡土領へ触れ出したためなのか、大変興味深い問題ではあるが、この史料だけでは判然としない。他



写真1 「人返しの法」の一節



写真2 「普請・鳴り物停止の触書」

藩の事例との比較検討が必要である。

また、触書の内容から見てみると、数ある幕府の触書から江戸や幕府領に限定されていない全国にかかわる触書が選択されているように見受けられるが、一方で金銭貸借に関する一連の触書でも落ちがあったり、田代領など対馬藩の飛び地とは関係が薄いような触書もあり、さらなる検討が必要である。

対馬藩の触書3通は、幕府の触書のような前書がなく、形式を異にしている。内容は、弘化元年（1844）11月付の^⑫が、「今般御国御左右到来の処、御国元に於いて御女子様御誕生の処、御名於猶様と付けさせられ候に付、右の名附け居り候面々相改め候様、爰元並びに松浦・怡土御領中相触れらるべく候」というように、藩主^{そうよしより}宗義和に女子が誕生し、於猶と命名されたことから、同名の者たちへ改名を命じたいわゆる禁字法令であり、同年同月20日付の^⑬は、米の掬え方が格別に見事であった蔵上村以下7か村に称美を申し付けた達書である。

また、同年12月14日付の^⑭は、「江戸御左右到来の処、一位様御不例御養生叶わせられず、去月十日御薨去成され候に付、今十四日より普請方七日鳴物二七日停止され候間、爰元並びに松浦・怡土御領中相触れらるべく候」というように、幕府の触書に応じて、11代將軍徳川家斉の正室であった広大院（「一位様」）の死去にと

もなって、12月14日から普請は7日間、鳴り物は14日間の停止を命じた触書である【写真2】。

しかし、幕府が広大院の死去によって普請・鳴り物の停止を命じたのは同年11月10日であり、同年12月7日には忌明けを達しているので（『幕末御触書集成』）、対馬藩の飛び地である田代領および松浦・怡土領では忌明け後7日たってから普請・鳴り物停止が命じられたことになる。京都では同年11月16日に普請・鳴り物停止の触書が出ており（『京都町触集成』岩波書店）、福岡藩でも忌明け前の同年11月25日より普請は7日間、鳴り物は14日間の停止を命じる触書を出している（筑紫女学園高等学校所蔵黒田家文書所収「井上信元日記」）いささか遅きに失しているように思われる。これが、対馬藩の幕府法令伝達方法の問題なのか、幕府法令ないし將軍家に対する対馬藩の意識の問題なのか興味深い点である。

現在鳥栖市では市史編纂事業が進められており、原家文書は地域の歴史を解明するうえで欠くことのできない貴重な史料となっている。史料を所蔵する福岡大学に対しても協力要請が来ており、同史料を整理・公開することは地域社会に対する福岡大学の責務と考えられる。同史料に限らず、福岡大学が所蔵する史料の劣悪な環境が少しでも改善されるよう、大方の御支援・御協力をお願いしたい。